## 裁判所予算の大幅増額を求める会長声明

1 2001年に出された司法制度改革審議会意見書(以下、「意見書」という。) は、司法制度改革を実現するために、裁判所等の人的物的体制を充実させ、司法に 対する財政面の十分な手当が不可欠であるとし、政府に対して、必要な財政上の措 置について、特段の配慮を求めた。

ところが、その後の裁判所予算は、裁判員裁判対策の点を除けば減少を続け、国家予算に占める割合は約0.3%台で推移している。平成26年度予算は約122億円の増額となっているが、給与特例法の失効に基づく人件費の増額分約171億円を含んだものであるから、実質的には約49億円の減額である。

このような政府の措置は、意見書が求めた財政上の特段の配慮を、政府が怠ってきたことであり、国民の裁判を受ける権利(憲法32条)を実質化する責務を果たしてこなかったと評されるものである。政府が、「安全安心な社会」を目指すのであれば、国民の身近にあって、利用しやすく、頼もしい司法を全国各地で実現すべく司法予算の増大を図らなければならない。

2 近年、家事事件は一貫して増加し、調停事件は多様化、複雑化が進み、面会交流 事件でも難しい事件が増加している。成年後見事件の激増は誰の目にも明らかであ る。

裁判官や書記官は、本来自ら行うべき申立内容の確認や後見業務の打合せなどを 参与員に依頼するなど、多忙を極めている。裁判官及び書記官、職員などの人的側 面、調停室等の増設や裁判所支部、家裁出張所の新設など物的側面について抜本的 強化が必要である。家庭裁判所関連の予算については、飛躍的な拡充が必要不可欠 である。

3 一方で、家庭裁判所以外の裁判所等の予算が減少に転じていることも問題である。 なるほど、消費者金融事件・破産事件の減少等によって、地方裁判所などの取扱事件数は減少している。しかしながら、元々裁判官の勤務の過酷さは異常な状態であり、事件数の減少があったとしても、その異常さが解消されるほどまでには至っていない。

また、書記官や職員への権限の大幅委譲がなされているため、書記官・職員の繁忙さは増加の一途となっている。地方裁判所等の予算について現在も大幅な増加が必要な状態は変わっていないのである。

さらに、各地で強い要望が上がっている労働審判を実施できる支部の拡大など、 国民の強い要望のある基盤の整備を必要とする点も少なくない。

4 国家財政が悪化している現状においては、裁判所予算を大幅に増加することは難 しいとの意見がある。しかし、もともと、裁判所予算があまりにも小さかったため、 司法の使い勝手が悪く、その改善を図るべく、小さな司法から大きな司法を目指し、 司法制度改革審議会意見書の提言がなされたのである。

そうであれば、国家財政の増減にかかわらず裁判所予算の増加を図らなければならないはずである。最高裁判所においても、限られた予算の範囲でやりくりするの

ではなく、今よりはるかに多い裁判所予算が必要であることを社会に向かって大きく訴えるべきである。

5 群馬県に限ってみても、地域の特性に見合った裁判所の人的物的施設の充実は図られてこなかった。たとえば、東毛地区においては合議事件が取り扱われていないこと、支部では労働審判が実施されていないこと、沼田支部では裁判官が常駐していないこと、そもそも、裁判官の数が足りていないことなど、地域の司法サービスは不十分であり、当会はそれに対応するための「第二期地域司法計画」を発表するなどしてきた。その実現のためにも、裁判所予算の大幅増額が必要不可欠である。以上から、最高裁判所においては、大幅な司法予算の増額を要求すべきであり、財務省あるいは政府においては、それを受けて大幅な裁判所予算の増加を認めるべきである。

2014年9月24日

群馬弁護士会

会 長 足 立 進